

住之江区妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業に関する業務に係る 会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- ・妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業に関する制度案内、申請方法等の説明、問合せ対応
- ・妊娠 8 か月頃面談対象者への案内文・アンケートの送付、進捗状況管理
- ・業務端末における入力、確認等の補助
- ・その他上記以外で必要と認められる事務の補助

3 応募資格

次の（１）、（２）の要件を満たす者がこの試験を受けることができます。

（１）パソコン（ワード、エクセル）の基本的な操作ができる者（資格不問）

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（１）、（２）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

（2 回まで。最長、令和 11 年 3 月 31 日まで）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時から午後5時15分（休憩45分） 週2日15時間

または

午前9時から正午（休憩なし） 週5日15時間

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

週2日勤務の場合は、上記及び月曜日から金曜日のうち指定する3日

(3) 勤務場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所3階 保健福祉課（健康支援）

(4) 報酬等

報酬（月額）	88,160円～98,252円
期末・勤勉手当（12月に支給）	106,894円～119,130円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、1年目は1.2125月分ですが、再度の任用がされた場合2年目は4.65月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※報酬等は、令和8年10月1日に採用された場合の令和9年3月31日までの例示です。

（令和8年8月1日時点）今後、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：週2日15時間勤務の場合 4日 週5日15時間勤務の場合 10日 付与期間：令和8年10月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・ドナー休暇 ・子の看護休暇※1・短期介護休暇※1・災害等による出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇・妊娠障害休暇 （※1）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

加入なし

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 面接試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年9月10日（木曜日）午前9時30分開始（午前9時15分集合）

場所：大阪市住之江区御崎3-1-17 住之江区役所3階 3-2会議室

※詳細は受験案内にてお知らせします。

※選考結果については、令和8年9月17日（木曜日）発送予定です。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 住之江区妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業に関する業務に係る
会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

- (2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

- (3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

- (4) 「選考結果通知書」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※(3)(4)共に必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。なお、特定記録郵便で送付希望の方は、320円切手（普通郵便110円＋特定記録210円）を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和8年9月1日（火曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分

イ. 申込書受付場所

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

住之江区役所保健福祉課（健康支援）31番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和8年9月1日（火曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記(1)イと同じ

○受験案内の送付

試験の詳細については、令和8年9月2日（水曜日）に発送する受験案内により受験者本人あてに通知します。なお、令和8年9月9日（水曜日）午後1時までに受験案内が届かない場合は同日午後5時までに住之江区役所保健福祉課（健康支援）へ連絡してください。

○結果の発表

可否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

(1) 提出書類はお返しいたしません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(2) 試験当日の集合時刻に遅れた場合は受験をお断りすることがあります。

(3) 合格後、受験資格がないこと、申込書のほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に誤りがあった場合には、合格を取り消すことがあります。

(4) 選考の結果、成績が一定の水準に達しない場合は、採用を見合わせる場合があります。

10 問合せ先

住之江区役所保健福祉課（健康支援）

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

電話：06-6682-9882 ファックス：06-6673-0220

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと